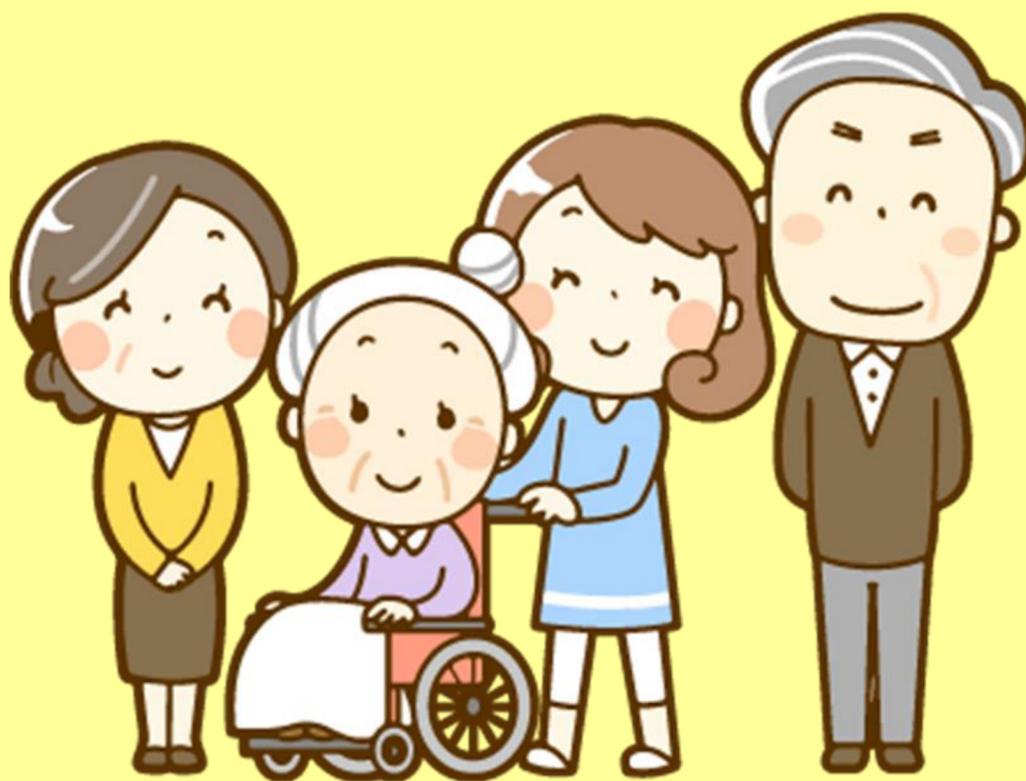


# すこやか住宅リフォーム 助成制度のご案内

介助が必要な高齢の方、障害のある方が  
安心して生活するために  
住宅リフォーム費用の一部を助成します



## 相談窓口（管轄の福祉事務所・支所）

北区中央福祉事務所	086-803-1209	御津支所総務民生課	086-724-1111
北区北福祉事務所	086-251-6532	建部支所総務民生課	086-722-1112
中区福祉事務所	086-901-1233	灘崎支所総務民生課	086-363-5201
東区福祉事務所	086-944-1822	瀬戸支所総務民生課	086-952-1112
南区西福祉事務所	086-281-9620		
南区南福祉事務所	086-230-0323	福祉援護課	086-803-1216

## どんな方が利用できますか

岡山市民で下記のいずれかに該当する方です。  
一緒に住んでいる方全員が市税を完納していることが条件です。  
**原則として1世帯につき1回しか利用できません。**

65歳以上の方	介護保険の認定を受けている
60歳以上64歳以下の方	介護保険の16特定疾病に該当し、認定を受けている または、視覚障害、肢体不自由により身体障害者手帳1級、2級の認定を受けている
60歳未満の方	視覚障害、肢体不自由により身体障害者手帳1級、2級の認定を受けている

## どれくらい助成されますか

岡山市が認めた額に助成率を乗じた額です。  
**ただし、上限があります（千円未満切り捨て）。**

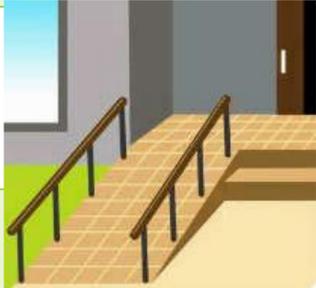
介護保険の住宅改修、又は障害者の日常生活用具の住宅改修を利用できる場合 <b>※過去利用した場合も含みます</b>	助成額から20万円を引いた 40万円が上限額です	
すこやか住宅リフォームのみ助成対象としている工事だけをする場合 (例) 階段昇降機など	60万円が上限額です	
助成率	世帯	助成率
	生活保護世帯	3/3
	市民税非課税世帯	3/4
	市民税課税世帯	3/5

助成額の計算例（介護保険又は障害者の住宅改修を利用できる場合）  
**※過去利用した場合も含みます**

	見積額	岡山市が認める額×助成率	介護保険等助成額を引く	助成額
(1)	270万円	130万円×3/5=78万円	-20万円=58万円	40万円
(2)	150万円	70万円×3/5=42万円	-20万円=22万円	22万円
(3)	100万円	30万円×3/5=18万円	-20万円= 0円	0円

# どんな工事が対象になりますか

★印はすこやか住宅リフォームだけが対象とする工事

全室 共通	<ul style="list-style-type: none"><li>• 手すりの取付</li><li>• 床の段差解消</li><li>• スロープの取付</li><li>• 開き戸から引き戸、折れ戸等への取替</li></ul>	
浴室	<ul style="list-style-type: none"><li>• 浴槽の取替</li><li>• 洗い場の段差解消</li><li>★シャワーの新設、移設</li><li>★給湯設備の取替、新設</li></ul>	
洗面所	★車いす対応洗面台への取替（車いす使用の場合）	
便所	<ul style="list-style-type: none"><li>• 和式便器から洋式便器への取替</li><li>★洋式便器の高さを高くする</li><li>★温水洗浄便座の取付</li></ul>	
玄関	<ul style="list-style-type: none"><li>• 土間の段差解消</li><li>• 踏み台の取付</li></ul>	
階段	<ul style="list-style-type: none"><li>• 滑り止めの取付</li><li>★固定式（いす式）階段昇降機の取付</li></ul>	
外部	<ul style="list-style-type: none"><li>• スロープの設置（勾配1 / 12以下）</li><li>• 通路の整備（通路幅1.5m以下）</li></ul>	
居室	<ul style="list-style-type: none"><li>• 床材の変更（畳からフローリング等）</li></ul>	
台所	★車いす対応調理台、流し台への取替（車いす使用の場合）	

この他にも助成の対象になる工事があります。相談窓口でご相談ください。



# 注意事項・手続きの流れ・必要な書類について

- 新築・改築・増築、老朽化による工事、部屋の模様替えは対象になりません。
- 家主の承諾書があれば、借家も対象となります。  
(賃貸借契約書の写しが必要です)
- 工事を始める前に申請してください。申請前に工事をした場合は対象になりません。
- 申請から完了までを同じ年度内(4月1日から翌年3月31日)に行ってください。
- 予算の範囲内で助成します。予算終了後は助成できません。

## 着工前(工事を始める前)にご相談ください。

### ①相談受付

管轄の福祉事務所又は、御津支所、建部支所、瀬戸支所、灘崎支所へお越しください。



### ②訪問調査

市の職員が対象者の身体状況・家屋状況を確認します。



### ③申請書類の提出

- 申請書
- 納税証明書(専用の様式)
- 見積書
- 工事前後の図面
- カタログ
- 工事前写真



### ④審査(約3週間)



### ⑤決定通知書を交付(申請者へ) 助成券を交付(施工業者へ)

助成金額をお知らせします。



### ⑥着工

※必ず、決定通知書が届いてから着工してください。

工事内容などが変わるときは、お知らせください。  
変更申請が必要です。



### ⑦完了届提出

- 完了届
- 請求書
- 助成券
- 工事後写真



### ⑧訪問調査

市の職員が申請どおりに工事が行われたか確認します。



### ⑨助成金支払

市から助成金を施工業者にお支払いします。

